

諮問第115号の答申
海面漁業生産統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第115号による海面漁業生産統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成30年5月17日付け30統計第207号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「海面漁業生産統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」のうち「ウ 報告を求めるために用いる方法の変更」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

（2）理由等

ア 調査対象の範囲の変更

本申請では、本調査の対象とする「海面」の範囲について、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第1項の規定に基づき農林水産大臣が「海面」に含む湖沼を指定する告示の変更（平成30年4月16日農林水産省告示第881号）に伴い、能取湖及び温根沼の2湖沼を新たに追加する計画である。

これについては、関係告示の改正に対応し、調査対象範囲の明確化を図るものであることから、適当である。

なお、今回の変更に伴い、当該2湖沼が、内水面漁業生産統計調査の対象から、本調査の対象に移行することによる両調査のデータの継続性について、結果公表にあわせた注記・情報提供等に留意すべきである。

イ 報告を求める事項の変更

（ア）稼働量調査の廃止

本申請では、図1のとおり、かつお・まぐろ類に係る漁業種類のうち漁獲成績報告書等^{（注1）}が活用できない4漁業種類^{（注2）}を営む漁業経営体を対象として実施してきた稼動量調査を廃止する計画である。

（注1）「漁獲成績報告書等」とは、次に掲げる報告であって農林水産大臣が定めるものをいう。

- ① 漁業法第52条第1項の規定による農林水産大臣の許可、同法第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第66条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告
- ② 前記①に掲げるもののほか、漁業法第134条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県

知事が徵する漁業に関する必要な報告

(注2)「沿岸まぐろはえ縄」、「ひき縄釣」、「大型定置網」及び「沿岸かつお一本釣」の4漁業種類である。

1

これについては、当初想定された国際機関への報告の実績もなく、今後も具体的な利活用が見込まれないこと、また、近年、報告義務が課されることとなった漁獲実績報告書^(注)を活用し、必要に応じ、操業日数を把握することも可能なことを踏まえたものであり、報告者負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

(注) 漁業法第68条第1項の規定に基づき、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすると能够であるとされている。

(イ) 法人番号の把握

本申請では、海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収穫統計調査票（とともに水揚機関用・漁業経営体用）において、図2のとおり、法人番号の回答欄を追加する計画である。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）における法人番号の活用推進に係る指摘を踏まえて対応するものであることから、適当である。

2

[海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）]

変更案 [追加]

入力方向										
前 最終画面										
統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計										
海面漁業生産統計調査 海面漁業漁獲統計調査										
海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）										
様式第1号										
記入年月 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9										
この調査は、農林水産省が後の施策実行を目的としているための基礎的な資料を作成するために行なうものです。なお、この調査結果をもとにした調査事項は、統計以外の目的には使用しません。										
記入年月 調査期間 大海 区 郡町漁港(調査用) 市 区 長 村 木 標識番号又は漁業経営体名										
記入の方向に沿って数字等を記入してください。 (記入用印)										
漁業種類コード										

ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

(ア) オンライン調査の導入

本申請では、海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収穫統計調査票（ともに水揚機関用・漁業経営体用）において、従来の調査員調査及び郵送調査と併用し、政府統計共同利用システムによるオンライン調査を導入する計画である。

これについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等に資することから、おおむね適当である。

ただし、オンラインによる回答を推進する観点から、図3のとおり、報告者により分かりやすく、調査票にオンラインによる回答も可能である旨の表記を追加する必要があることを指摘する。

図3

[海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）]

統計委員会修正案

様式 第3号

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

2 2 0 1

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

海面漁業生産統計調査
海面養殖業収穫統計調査
政府統計

統計法に基づく國の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

(イ) 市町村別調査の廃止

本申請では、海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収穫調査票において、報告者である水揚機関〔漁業協同組合等〕による市町村別の調査票の作成を廃止する計画である^(注)。

(注) これまで、水揚機関の本所・支所がそれぞれ管轄する市町村単位で、当該市町村に所在する漁業経営体について調査票を作成していたが、今後は、原則、本所が支所の管轄区域分を含めて一括して調査票を作成することとしている。ただし、一部、本所において、支所の状況を把握していない場合等にあっては、引き続き、支所から報告を求ることとしている。

これについては、漁業経営体の居住地により集計している市町村別表章に対する一定の利活用ニーズが存在するものの、農林水産省の地方支分部局である地方農政局等の統計担当職員が減少する中、市町村別表章の正確性の確保が困難となっていること、また、行政部局が別途把握している漁港港勢調査結果は、陸揚げされた漁港に加えて、当該漁港地区に居住している漁業者についても集計しており、市町村別の一定の状況把握が可能であることを踏まえ、統計調査業務の効率化等を図ることから、やむを得ないものと考える。

ただし、市町村別表章に対する利活用ニーズを踏まえ、漁港港勢調査の結果についての積極的な周知や、所管する行政担当部局に対して早期提供を行うよう働きかけるなど、利活用上の利便性の向上を図るとともに、本調査の結果か

ら可能な範囲での市町村別結果の提供等、十分な対応を図る必要があることを指摘する。

エ 報告を求める事項の基準となる期間及び調査の周期の変更

本申請では、海面漁業漁獲統計調査票によるかつお・まぐろ類に係る調査の期間及び調査の周期について、「半年」から「1年」に変更する計画である。

これについては、半年単位で把握する利活用ニーズが低下していること、また、必要がある場合には、漁獲実績報告書等の行政記録情報により、ある程度の状況把握も可能であることを踏まえたものであり、報告者負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

オ 集計事項の変更

(ア) 概要公表の集計事項の追加

本申請では、これまで概要公表の2か月後に詳細公表の一部として公表してきた「漁業種類別・魚種別漁獲量」及び「都道府県別、大海区別漁獲量」を概要公表に係る集計事項として追加する計画である。

これについては、従前から、漁獲可能量の決定のための資源評価の基礎資料として利用されているところであるが、この資源評価に必要な期間を確保するものであり、政策ニーズへの対応を図るものであるのみならず、広く統計利用者のニーズにも資するものであることから、適当である。

(イ) 詳細公表の集計事項の削除等

本申請では、稼動量調査の廃止に伴う関連する集計事項の削除のほか、市町村別調査の廃止に伴う漁業種類別、魚種別漁獲量及び養殖魚種別収穫量の市町村別表章の廃止、特殊魚種別漁獲量の集計の廃止等を行う計画である。

これらについては、政策ニーズの変化を踏まえたものではあるが、市町村別表章の廃止については、上記ウ(イ)のとおり、一定の利活用ニーズがある中、統計調査業務の効率化等のため廃止するものであり、やむを得ないものと考える。

ただし、上記ウ(イ)のとおり対応する必要がある。

(ウ) 行政記録情報により調査に代替する漁業種類の範囲の拡大

本申請では、下表のとおり、調査に代えて漁獲成績報告書等の行政記録情報を活用して統計作成を行う漁業種類の範囲を拡大する計画である。

表

現在の漁業種類	新たに追加する漁業種類
沖合底びき網漁業	東シナ海等かじき等流し網漁業
以西底びき網漁業	東シナ海はえ縄漁業
遠洋底びき網漁業	大西洋等はえ縄等漁業
大中型まき網漁業	太平洋底刺し網等漁業
小型捕鯨漁業	かじき等流し網漁業
遠洋かつお・まぐろ漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業
近海かつお・まぐろ漁業	小型するめいか釣り漁業
中型さけ・ます流し網漁業	暫定措置水域沿岸漁業等
北太平洋さんま漁業	
いか釣り漁業	
ずわいがに漁業	

これについては、特定大臣許可漁業等の取り締まりに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）に規定される漁業種類^(注)についても、漁獲成績報告書により代替可能であることを踏まえたものであり、統計調査業務の効率化、統計精度の維持・向上及び報告者負担の軽減に資することから、適当である。

(注) 漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定により、農林水産大臣の許可もしくは届出を行う必要のある漁業種類をいう。

カ 調査結果の公表の期日の変更

本申請では、概要の公表期日を「調査実施年の4月30日まで」から「調査実施年の5月31日まで」に変更する計画である。

これについては、上記オ（ア）の概要公表の集計事項の追加に伴い、必要な集計作業期間を確保するものであり、統計の正確性を確保するとともに、調査結果の利活用にも特段の支障等が生じないことから、適当である。

キ 「諮問第306号の答申 海面漁業生産統計調査の改正について」（平成18年3月10日付け統審議第4号）における今後の課題への対応状況

本調査については、「諮問第306号の答申 海面漁業生産統計調査の改正について」（平成18年3月10日付け統審議第4号。以下「前回答申」という。）において、①漁業種類別、規模別等の漁業経営体数に係る事項について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること、②最も基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年において標本調査により把握することについて検討することが必要であると指摘されている。

この指摘を踏まえ、農林水産省は、平成19年以降、5年ごとに全数調査である漁業センサスにおいて漁業種類別、漁船規模別の漁業経営体数を把握するとともに、その中間年は、漁業センサスを母集団とする標本調査である漁業就業動向調査（一般統計調査）により調査し、漁業センサスの結果を用いた比推定により漁業経営体数を推計している。

これについては、漁業の基本的な事項に関する統計を継続的に整備するものであり、統計需要への的確な対応を図るものであることから、適当である。

ク 未諮詢基幹統計の確認審議における指摘事項への対応状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、統計法第55条第3項の規定に基づく統計法施行状況に関する審議の一環として、これまで統計委員会に諮詢されていない基幹統計について、統計委員会が計画的に確認することとされたことを踏まえ、本調査については、平成27年度に、この確認審議の対象となり、次の点について指摘されている。

〔今後の取組の方向性〕（抜粋）

今後とも、行政記録情報の活用等によりコスト・ベネフィットも考慮しつつ、効率的に調査を実施するとともに、把握漏れや重複計上等を防止する努力を続けるなど、引き続き統計精度を維持・向上させていくことが重要である。

この指摘を踏まえ、農林水産省は、上記ウ（ア）のとおり、オンライン調査を導入するとともに、上記オ（ウ）のとおり、調査に代えて漁獲成績報告書等を活用する漁業種類の範囲を拡充することとしている。

これについては、統計精度の維持・向上及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

2 今後の課題

（1）定期的な調査計画の見直し

本調査については、前回答申から10年以上が経過しての大幅な調査計画の変更となつたが、この間、今回の稼動量調査の廃止理由を始めとし、本調査を取り巻く環境やニーズが大きく変化している状況が明らかとなつた。

このため、本調査を取り巻く環境や利活用ニーズの変化の把握に努め、定期的かつ適切に調査計画の見直しを行う必要がある。

（2）都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討

本調査では、今回、市町村別調査の廃止に伴う漁業種類別、魚種別漁獲量及び養殖魚種別収穫量の市町村別表章を廃止することとしているが、この市町村別表章の廃止に当たり、農林水産省が一部の都道府県を対象に行った市町村別表章の利活用状況に係るアンケートにおいて、当該都道府県が独自に漁獲量等に係るデータを保有している事例も明らかとなつた。本調査における市町村別表章が廃止される中、都道府県等が独自に保有するデータは、統計利用者にとって有用な情報となることが想定される。

このため、今回の市町村別表章の廃止に伴い、都道府県や市町村が保有する漁獲量等データの所在案内や都道府県等における当該データの公表促進等、広く統計利用者の利便性に配慮した更なる取組について検討・実施する必要がある。